

令和7年度宮崎県介護テクノロジー導入モデル施設育成事業 Q&A

Q1 今回の事業は、募集中の「介護テクノロジー導入支援事業」とは何が違うのか。

介護テクノロジー導入支援事業は、各介護事業所や施設における業務負担の軽減や介護サービスの質の向上を促進することが主な目的ですが、今回の事業は、モデル施設を育成し、その取組を県内全体に横展開することを目的としております。

介護テクノロジー導入支援事業より有利な補助金額、補助率となっておりますが、当事業を活用した事業者には、コンサルタント等を活用して、業務改善（生産性向上）のための改善活動を実施していただくとともに、県が実施する生産性向上の普及事業、介護業界のイメージ改善事業等への協力が求められます。

なお、介護テクノロジー導入支援事業に応募している事業者も当事業に応募することは可能ですが、同年度に両事業を活用することはできません。

Q2 対象事業所はどのようなになるか。

以下の介護事業所・介護施設を対象とします。

- ・介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所（訪問介護事業所や居宅介護支援事業所を含む。）
- ・老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

Q3 業務コンサルタントの活用は必須か。

業務コンサルタントの活用については、その必要性を事業者に判断いただくため必須ではありませんが、応募多数の場合は、取組内容が地域の横展開に適しているか等の観点から審査を行います。